○文部科学省令第六号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十八年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日　　文部科学大臣　高木　義明

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		379,000
18年以上	19年未満	386,300
19年以上	20年未満	393,300
20年以上	21年未満	399,700
21年以上	22年未満	406,400
22年以上	23年未満	411,900
23年以上	24年未満	417,600
24年以上	25年未満	423,300
25年以上	26年未満	428,100
26年以上	27年未満	433,500
27年以上	28年未満	439,000
28年以上	29年未満	444,600
29年以上	30年未満	453,700
30年以上	31年未満	457,400
31年以上	32年未満	462,900
32年以上	33年未満	469,700
33年以上	34年未満	469,500
34年以上	35年未満	475,800
35年以上	36年未満	480,900
36年以上		484,700

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		274,700
８年以上	９年未満	287,000
９年以上	10年未満	297,000
10年以上	11年未満	309,500
11年以上	12年未満	320,400
12年以上	13年未満	332,500
13年以上	14年未満	341,400
14年以上	15年未満	349,700
15年以上	16年未満	358,500
16年以上	17年未満	366,100
17年以上	18年未満	373,100
18年以上	19年未満	379,900
19年以上	20年未満	386,300
20年以上	21年未満	392,100
21年以上	22年未満	397,700
22年以上	23年未満	402,700
23年以上	24年未満	408,100
24年以上	25年未満	412,600
25年以上	26年未満	417,900
26年以上	27年未満	422,500
27年以上	28年未満	426,700
28年以上	29年未満	431,800
29年以上	30年未満	438,300
30年以上	31年未満	444,600
31年以上	32年未満	450,200
32年以上	33年未満	455,600
33年以上	34年未満	460,200
34年以上	35年未満	464,000
35年以上	36年未満	467,700
36年以上	37年未満	470,700
37年以上		473,600

別表第三（第二条第三号並びに第三条第一項第一号及び第二項関係）

経験年数		月額
		円
８年未満		259,900
８年以上	９年未満	271,400
９年以上	10年未満	280,900
10年以上	11年未満	292,800
11年以上	12年未満	303,600
12年以上	13年未満	315,800
13年以上	14年未満	325,900
14年以上	15年未満	334,500
15年以上	16年未満	343,200
16年以上	17年未満	351,300
17年以上	18年未満	358,100